

証券コード：2612

平成20年6月11日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目2番8号

かどや製油株式会社

代表取締役社長 小澤二郎

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

尚、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪3階「天平」の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第51期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役5名選任の件
第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kadoya.com>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

〔平成19年4月1日から〕
〔平成20年3月31日まで〕

1. 会社の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、緩やかな回復基調にありましたが、米国サブプライムローン問題による世界同時株安、原油価格高騰に伴う石油関連製品の値上げ、バイオ燃料や異常気象による穀物需要バランスの変化による食材の一斉値上げ等により、個人消費は伸び悩みました。

食品業界におきましては、天候不順の影響を受け、季節商品の売上が停滞すると共に、食品会社の不祥事等もあり、消費者の品質や賞味期限に対する安全意識が益々高揚する中、穀物原料価格高騰の影響も受けて、厳しい経営環境となりました。

油脂業界におきましては、原料価格が高値で推移したことに加え、重油価格の高騰による燃料費や副資材費が嵩み、コスト削減と価格是正を図ってまいりましたが、依然として厳しい環境が続いております。

このような状況下、当社は販売価格の是正を行いました結果、ごま油の販売量が前期比1.8%減、食品ごまの販売量が1.3%増となり、売上高は全体で2.1%増となりました。

コスト面では、燃料費高騰等の影響を受け製造経費は前期比1.9%増加した上に、為替は前期比2.5%の円高となったもののドルベースでのごま原料購入価格が前期比26.6%アップしたこと等により、売上原価は前期比5.2%増加しました。

一方、販売費及び一般管理費は、ごま油の販売数量が減少したことにより、物流費、販促費等が減少し、前期比2.8%減少しました。

この結果、売上高は、19,248百万円（前期比389百万円増）、経常利益は1,220百万円（前期比130百万円減）、当期純利益は677百万円（前期比97百万円減）となりました。

・生産の状況

(単位：トン)

| 区 分 | 当 期 | 前 期 | 対前期比 |
|---------|--------|--------|--------|
| ごま油生産量 | 24,599 | 25,144 | 97.8% |
| 食品ごま生産量 | 11,074 | 10,904 | 101.6% |
| 脱脂ごま生産量 | 18,839 | 19,333 | 97.4% |

(注) ごま油生産量には輸入原料油の処理を含みます。

・部門別売上高の状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 当 期 | 前 期 | 対前期比 |
|------|--------|--------|--------|
| ごま油 | 14,627 | 14,492 | 100.9% |
| 食品ごま | 3,827 | 3,736 | 102.4% |
| 脱脂ごま | 494 | 272 | 181.7% |
| 商 品 | 300 | 359 | 83.4% |
| 合 計 | 19,248 | 18,859 | 102.1% |

② 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は614百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当期中に完成した主要設備

- ・ごま油事業 小豆島工場 貯蔵設備の増設

ロ. 当期継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当期中に実施した重要な固定資産の売却・撤去・滅失

- ・土地購入時付随資産 神戸事業所 製品充填設備の解体撤去

③ 資金調達 の 現況

当期の所要資金は、自己資金によって賄い、特別の資金調達は行っておりません。

尚、当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と契約総額2,000百万円の特定期融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

(2) 直前3期の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第48期 | 第49期 | 第50期 | 第51期 |
|---------------|------------|------------|------------|--------------------|
| | (平成17年3月期) | (平成18年3月期) | (平成19年3月期) | (当期) (平成20年3月期) |
| 売上高(百万円) | 18,249 | 18,493 | 18,859 | 19,248 |
| 当期純利益(百万円) | 258 | 800 | 774 | 677 |
| 一株当たり当期純利益(円) | 24.81 | 81.10 | 82.39 | 72.00 |
| 総資産(百万円) | 17,500 | 18,741 | 19,364 | 20,214 |
| 純資産(百万円) | 13,660 | 14,260 | 14,635 | 14,713 |
| 一株当たり純資産額(円) | 1,450.53 | 1,513.00 | 1,556.96 | 1,565.24 |

(注) 第50期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

(3) 対処すべき課題

当社は、ごまのトップメーカーとしての地歩を築いておりますが、食品業界の経営環境は厳しく、原料価格の高騰、少子高齢化による国内需要の減退、安全性確保や環境保護等の課題に対して以下の通り取り組んでまいります。

- ① コスト削減と、コストに見合った価格の実現
- ② 国内市場では量から質への転換、海外市場では需要増が見込まれるため拡販
- ③ 今後のごま需要の動向を見据えた上での生産体制の見直し
- ④ 品質管理の徹底による安心・安全の更なる追求

- ⑤ コンプライアンス体制の強化と内部統制システムの構築によるCSR（企業の社会的責任）の向上

当社は、これらの施策により、経営環境の変化に即応できる経営基盤・体質の強化を一層進めてまいります。

(4) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

| 事業内容 | 主要製品 |
|--------|----------------------|
| ごま油事業 | ごま油、調合油、辣油、脱脂ごま |
| 食品ごま事業 | いりごま、すりごま、あらいごま、ねりごま |

(5) 主要な営業所及び工場（平成20年3月31日現在）

本社 東京都品川区西五反田8丁目2番8号

支店 仙台(青葉区)、東京(品川区)、名古屋(中区)、大阪(吹田市)

工場 香川県(小豆郡)

(6) 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 270名 | 4名増 | 37.8歳 | 13.0年 |

(注) 上記には臨時雇、アルバイト、出向者及び非常勤嘱託を含みません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（平成20年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,400,000株
- ③ 株主数 3,849名
- ④ 発行済株式の総数10分の1以上の数の株式を保有する株主

| 株主名 | 持株数 |
|----------|------------|
| 三菱商事株式会社 | 2,575,800株 |
| 三井物産株式会社 | 2,100,000 |
| 小澤物産株式会社 | 1,551,000 |

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（平成20年3月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び他の法人等の代表状況 |
|---------|-------|-----------------|
| 代表取締役社長 | 小澤二郎 | |
| 取締役 | 瀬野俊一 | 専務執行役員・販売本部長 |
| 取締役 | 水戸優 | 専務執行役員・管理部長 |
| 取締役 | 土屋誠 | 常務執行役員・営業企画部長 |
| 取締役 | 井藤龍平 | 執行役員・工場長 |
| 取締役 | 佐野雅明 | 執行役員・販売業務部長 |
| 取締役 | 白根孝臣 | 執行役員・販売推進部長 |
| 取締役 | 逸見信彦 | 小澤物産株式会社代表取締役社長 |
| 常勤監査役 | 川島正彦 | |
| 監査役 | 川上三知男 | |
| 監査役 | 伊藤良一 | |
| 監査役 | 垣内威彦 | |

(注) 1. 取締役逸見信彦氏は社外取締役であります。

2. 監査役川上三知男氏、伊藤良一氏及び垣内威彦氏は、社外監査役であります。

3. 当期に係る会社役員の重要な兼務状況
 - ・取締役逸見信彦氏は、小澤物産株式会社の代表取締役を兼務しております。
 - ・監査役伊藤良一氏は、小澤物産株式会社の取締役を兼務しております。
4. 監査役川上三知男氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役福地 寛氏は平成19年6月28日開催の第50回定時株主総会において辞任いたしました。
6. 平成19年6月28日開催の第50回定時株主総会において、垣内威彦氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額 |
|------------------|-----------|------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 8名 (1) | 195百万円 (6百万円) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 4名 (3) | 22百万円 (7百万円) |
| 計 | 12名 | 217百万円 |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は平成18年6月29日開催の第49回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は平成18年6月29日開催の第49回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には以下のものが含まれております。
- ・当期に係る役員賞与40百万円
 - ・当期における役員退職慰労引当金の増加額10百万円
4. 上記の他、平成20年6月26日開催の第51回定時株主総会において退任監査役に対する役員退職慰労金の贈呈を決議予定であります。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係
- ・取締役逸見信彦氏は、小澤物産株式会社の代表取締役を兼務しております。尚、当社は小澤物産株式会社との間に製品の保管荷役及び運送委託、製品の販売等の取引関係があります。

- ・監査役伊藤良一氏は、小澤物産株式会社の取締役を兼務しております。尚、当社は小澤物産株式会社との間に製品の保管荷役及び運送委託、製品の販売等の取引関係があります。

- ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況
重要な兼任は該当ありません。

ハ. 当期における主な活動状況

| | 活 動 状 況 |
|-----------|--|
| 取締役 逸見信彦 | 当期に開催された取締役会15回のうち12回に出席いたしました。主に経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 監査役 川上三知男 | 当期に開催された取締役会15回のうち7回に出席し、監査役会4回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 伊藤良一 | 当期に開催された取締役会15回のうち10回に出席し、監査役会4回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 垣内威彦 | 当期に開催された取締役会12回のうち8回に出席し、監査役会2回のうち1回に出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。 |

(注) 監査役垣内威彦氏は、平成19年6月28日開催の第50回定時株主総会において選任されたため、開催回数も他の監査役と異なります。尚、就任後の取締役会の開催回数は12回、監査役会の開催回数は2回であります。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 監査法人トーマツ

② 報酬等の額

| | |
|---|----------|
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号） 第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 15,500千円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の 業務に係る報酬等の額 | 2,370千円 |
| 合計 | 17,870千円 |

(注) 1. 当社は会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務を委託し対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査役会が会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合。

(4) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a 経営理念、企業行動憲章、コンプライアンス規程等のコンプライアンス体制に係る規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- b コンプライアンス体制の運用と徹底を図るため、管理部門担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。また、コンプライアンス委員会が中心となって取締役及び使用人に対しコンプライアンス教育・啓発を行う。
- c 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス委員会または顧問弁護士を情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。

- d 監査役及び、内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室は連携し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。また、監査役及び監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。
- e 反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に基づき、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、文書管理規程その他関係規程に従い、適切に保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として経営危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。万一不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等社外専門家の助言を得ながら迅速な対応を行い、損害の拡大防止と、損害を最小限に止める体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務以上の役員で構成する経営会議で議論し、その審議を経て執行決定を行う。
- b 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これらの規定に従って執行する。
- c 執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の機能を強化するとともに、責任の所在を明確にし、業務執行を円滑に行う。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社と関係会社とは、法令及び社会規範を遵守した適切な取引を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
a 取締役は、取締役会等において、担当する業務の執行状況を出席した監査役に報告する。
b 上記 a に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、経営陣と定期的に意見交換会を開催する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
社長の指示の下、監査室及び管理部を主たる部門として、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、必要に応じて改善を進める。
また、取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。

貸借対照表

(平成20年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 12,958,817 | 流動負債 | 4,845,721 |
| 現金及び預金 | 4,263,762 | 買掛金 | 3,362,388 |
| 受取手形 | 346,141 | 未払金 | 871,221 |
| 売掛金 | 3,650,211 | 未払費用 | 25,364 |
| 商品及び製品 | 769,968 | 未払法人税等 | 243,004 |
| 原材料 | 2,859,871 | 未払消費税等 | 14,452 |
| 仕掛品 | 527,619 | 賞与引当金 | 169,046 |
| 貯蔵品 | 63,354 | 役員賞与引当金 | 39,750 |
| 前渡金 | 155,820 | その他流動負債 | 120,496 |
| 前払費用 | 109,410 | 固定負債 | 655,313 |
| 未収入金 | 25,164 | 退職給付引当金 | 588,213 |
| 繰延税金資産 | 181,401 | 役員退職慰勞引当金 | 67,100 |
| その他流動資産 | 6,096 | 負債合計 | 5,501,034 |
| 固定資産 | 7,255,479 | (純資産の部) | |
| 有形固定資産 | 5,541,904 | 株主資本 | 14,660,513 |
| 建物 | 1,594,220 | 資本金 | 2,160,000 |
| 構築物 | 363,694 | 資本剰余金 | 3,082,770 |
| 機械装置 | 1,922,112 | 資本準備金 | 3,082,770 |
| 車両運搬具 | 27,771 | 利益剰余金 | 9,417,743 |
| 工具器具備品 | 93,202 | 利益準備金 | 250,488 |
| 土地 | 1,540,905 | その他利益剰余金 | 9,167,255 |
| 無形固定資産 | 123,526 | 別途積立金 | 7,740,000 |
| 電話加入権 | 6,807 | 繰越利益剰余金 | 1,427,255 |
| 水道施設利用権 | 5,081 | 評価・換算差額等 | 52,749 |
| ソフトウェア | 111,638 | その他有価証券評価差額金 | 110,491 |
| 投資その他の資産 | 1,590,049 | 繰延ヘッジ損益 | △ 57,742 |
| 投資有価証券 | 1,122,884 | 純資産合計 | 14,713,262 |
| 長期貸付金 | 51,378 | 負債純資産合計 | 20,214,296 |
| 差入保証金 | 72,083 | | |
| 会員権 | 73,802 | | |
| 長期繰延税金資産 | 192,054 | | |
| その他投資等 | 138,780 | | |
| 貸倒引当金 | △ 60,932 | | |
| 資産合計 | 20,214,296 | | |

(注1) 千円未満の端数は四捨五入して表示しております。

(注2) 貸借対照表に関する注記は17頁に記載しております。

損 益 計 算 書

〔平成19年 4月 1日から
平成20年 3月31日まで〕

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 19,247,688 |
| 売 上 原 価 | | 12,816,461 |
| 売 上 総 利 益 | | 6,431,227 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 5,273,943 |
| 営 業 利 益 | | 1,157,284 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 49,833 | |
| 為 替 差 益 | 7,743 | |
| 雑 収 入 | 20,715 | 78,291 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 減 価 償 却 費 | 4,677 | |
| 支 払 手 数 料 | 5,722 | |
| 雑 損 失 | 5,197 | 15,596 |
| 経 常 利 益 | | 1,219,979 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 26,043 | |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益 | 360 | 26,403 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 60,516 | |
| 固 定 資 産 売 却 損 | 487 | 61,003 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,185,379 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 509,834 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 1,209 | 508,625 |
| 当 期 純 利 益 | | 676,754 |

(注1) 千円未満の端数は四捨五入して表示しております。

(注2) 損益計算書に関する注記は17頁に記載しております。

株主資本等変動計算書

〔平成19年4月1日から〕
〔平成20年3月31日まで〕

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 株主資本合計 | |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------------|-------------|-----------|------------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | | 株主資本合計 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | | 利益剰余金 合計 |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 平成19年3月31日残高 | 2,160,000 | 3,082,770 | 3,082,770 | 250,488 | 7,440,000 | 1,379,500 | 9,069,988 | 14,312,758 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 別途積立金の積立て | | | | | 300,000 | △ 300,000 | - | - | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △ 329,000 | △ 329,000 | △ 329,000 | |
| 当期純利益 | | | | | | 676,755 | 676,755 | 676,755 | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | - | 300,000 | 47,755 | 347,755 | 347,755 | |
| 平成20年3月31日残高 | 2,160,000 | 3,082,770 | 3,082,770 | 250,488 | 7,740,000 | 1,427,255 | 9,417,743 | 14,660,513 | |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|-------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成19年3月31日残高 | 320,269 | 2,425 | 322,694 | 14,635,452 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 別途積立金の積立て | | | | - |
| 剰余金の配当 | | | | △ 329,000 |
| 当期純利益 | | | | 676,755 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △209,778 | △60,167 | △269,945 | △ 269,945 |
| 事業年度中の変動額合計 | △209,778 | △60,167 | △269,945 | 77,810 |
| 平成20年3月31日残高 | 110,491 | △57,742 | 52,749 | 14,713,262 |

(注1) 千円未満の端数は四捨五入して表示しております。

(注2) 四捨五入調整の為、本書のみ当期純利益が他資料と千円異なります。

(注3) 株主資本等変動計算書に関する注記は17頁に記載しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）により算定しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

・デリバティブ

時価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品・原材料

移動平均法による原価法を採用しております。

・製品・仕掛品

総平均法による原価法を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ12百万円減少しております。

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した会計年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより営業利益、経常利益及

び税金等調整前純利益はそれぞれ8百万円減少しております。

② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ・その他の無形固定資産 定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物電信為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理方法によっております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建の買掛金

- ③ ヘッジ方針 社内リスク管理方針に基づき為替変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,089,161千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- ① 短期金銭債権 2,272,026千円
- ② 短期金銭債務 2,078,933千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 売上高 10,890,703千円
- ② 仕入高 7,182,931千円
- ③ 営業取引以外の取引による取引高 370,288千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 9,400千株 | — | — | 9,400千株 |

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

- ・平成19年6月28日開催の第50回定時株主総会決議による配当に関する事項
- ・配当金の総額 329,000千円
- ・1株当たり配当額 35円
- ・基準日 平成19年3月31日
- ・効力発生日 平成19年6月29日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生が翌事業年度になるもの
- ・平成20年6月26日開催の第51回定時株主総会において次のとおり付議いたします。
 - ・配当金の総額 329,000千円
 - ・1株当たり配当額 35円
 - ・基準日 平成20年3月31日
 - ・効力発生日 平成20年6月27日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

平成20年3月31日現在

(流動の部)

繰延税金資産

| | |
|----------|-----------|
| 未払金 | 43,937千円 |
| 賞与引当金 | 68,785千円 |
| 未払事業税 | 20,056千円 |
| 繰延ヘッジ損益 | 39,614千円 |
| 未払費用 | 9,009千円 |
| 繰延税金資産合計 | 181,401千円 |

(固定の部)

繰延税金資産

| | |
|-----------|-----------|
| 退職給付引当金 | 239,344千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 27,303千円 |
| 減価償却否認額 | 1,156千円 |
| 貸倒引当金 | 30,620千円 |
| 投資有価証券 | 116,091千円 |
| 会員権 | 3,963千円 |
| その他 | 54千円 |
| 繰延税金資産合計 | 418,531千円 |

繰延税金負債

| | |
|--------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | △ 75,803千円 |
| その他 | △ 8,719千円 |
| 繰延税金負債合計 | △ 84,522千円 |

| | |
|--------|------------|
| 評価性引当額 | △141,955千円 |
|--------|------------|

| | |
|-----------|-----------|
| 繰延税金資産の純額 | 192,054千円 |
|-----------|-----------|

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率と差額原因

| | 平成20年3月31日現在 |
|-------------------|--------------|
| 法定実効税率 | 40.69% |
| (調整) | |
| 交際費等の一時差異に該当しない項目 | 2.78% |
| 住民税均等割額 | 1.59% |
| その他 | △ 2.15% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 42.91% |

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|-------------|-----------|------------|----------|
| 機 械 及 び 装 置 | 259,710千円 | 239,818千円 | 19,892千円 |
| 工 具 器 具 備 品 | — | — | — |
| そ の 他 | — | — | — |
| 合 計 | 259,710千円 | 239,818千円 | 19,892千円 |

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

| | |
|-------|----------|
| 1 年 内 | 22,337千円 |
| 1 年 超 | 2,932千円 |
| 合 計 | 25,269千円 |

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------------------|--------|----------------|------------------|------------------|--------|--|---------------|-----------------|--------------|-----------------|
| | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| その他関係会社(当その関係会社を親会社を含む) | 三菱商事㈱ | 百万円 201,825 | 総合商社 | (被所有) 直接27.4% | — | 原材料の主要仕入先(22.4%)であり製品の主要販売代理店(13.3%)であります。 | 営業取引 | 千円 2,560,450 | 製品の販売(注1) | 千円 443,727 |
| | | | | | | | | 千円 2,387,623 | 原料の仕入(注1) | 千円 353,476 |
| | 三井物産㈱ | 百万円 337,544 | 総合商社 | (被所有) 直接22.3% | — | 原材料の主要仕入先(45.1%)であり製品の主要販売代理店(43.3%)であります。 | 営業取引 | 千円 8,326,955 | 製品の販売(注1) | 千円 1,827,084 |
| | | | | | | | | 千円 4,795,308 | 原材料の仕入(注1) | 千円 1,685,603 |
| | | | | | | | 営業取引 以外の取引 | 千円 1,107 | 通信費他 | 千円 108 |
| | 小澤物産㈱ | 百万円 50 | 流体搬送機器・貯蔵用機器等の販売 | (被所有) 直接16.5% | 役員2名 | 製品の保管荷役及び運送委託 | 営業取引 | 千円 3,298 | 製品の販売(注1) | 千円 340 |
| | | | | | | | 千円 369,181 | 支払運賃他(注1) | 千円 39,747 | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、他の取引先と同様の条件であります。

(注2) 物産ロジスティクスソリューションズ㈱については重要性の基準により開示しておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 1株当たり純資産額 | 1,565円24銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 72円00銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

・退職給付会計

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度に加えて、15年以上勤務の退職者を対象として適格年金制度を採用しております。

また、酒フーズ厚生年金基金に加入していますが、当該厚生年金基金制度は退職給付会計実務指針33項の例外処理に該当する制度であります。

(2) 退職給付債務及びその内訳

| | 平成20年3月31日現在 |
|---------|-------------------|
| 退職給付債務 | △727,816千円 |
| 年金資産 | 139,603千円 |
| 退職給付引当金 | <u>△588,213千円</u> |

(3) 退職給付費用の内訳

| | 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで |
|----------------|-----------------------------|
| 勤務費用 | <u>112,287千円</u> |
| 総合型厚生年金基金への拠出額 | 81,442千円 |
| 従業員拠出金 | <u>△ 23,154千円</u> |
| 小計 | <u>58,288千円</u> |
| 退職給付費用 | <u><u>170,575千円</u></u> |

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて表示しております。

(4) 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

① 積立状況に関する事項（平成19年3月31日現在）

| | |
|----------------|----------------------|
| 年金資産の額 | 75,539,250千円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 77,038,784千円 |
| 差引額 | <u>△ 1,499,534千円</u> |

② 制度全体に占める当社の拠出金割合（平成19年3月31日現在）

1.8%

③ 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高7,791,095千円及び別途積立金6,291,561千円であります。

(追加情報)

当会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(2)」(企業会計基準第14号 平成19年5月15日)を適用しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月12日

かどや製油株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 公認会計士 松野雄一郎 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 吉村孝郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、かどや製油株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。又、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月19日

かどや製油株式会社 監査役会

常勤監査役 川 島 正 彦 ㊟

監 査 役 川 上 三知男 ㊟

監 査 役 垣 内 威 彦 ㊟

監 査 役 伊 藤 良 一 ㊟

(注) 監査役川上三知男、監査役垣内威彦及び監査役伊藤良一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重点政策の一つとして位置付けており、配当性向の目標は当期純利益の40%を目処としております。

この配当政策に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当30円に、当期は会社設立50周年の記念すべき年に当たりますので、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株につき記念配当5円を加え、合計35円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金35円 総額329,000,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 株主の皆様のご利便の向上と公告掲載費用の削減を図るため、第5条に定める公告方法を電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。

(2) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分発揮できるように会社法第427条（責任限定契約）に基づき、定款に第29条（社外取締役との責任限定契約）及び第38条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

尚、第29条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 規定の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行なう。</u></p> <p>第6条 } <条文省略></p> <p>第28条 <<u>新 設</u>></p> <p>第29条 } <条文省略></p> <p>第36条 <<u>新 設</u>></p> <p>第37条 } <条文省略></p> <p>第43条</p> | <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第6条 } <現行どおり></p> <p>第28条 <u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第30条 } <現行どおり></p> <p>第37条 <u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第38条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第39条 } <現行どおり></p> <p>第45条</p> |

第3号議案 取締役1名選任の件

当社経営体制の一層の強化を図るため取締役を1名増員することとし、選任をお願いするものであります。

尚、今回選任されます取締役の任期は、当社現行定款第22条第2項の定めに従い、他の在任取締役の任期の満了すべき時までといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況) | 所有する当社の株式の数 |
|-----------------------|---|-------------|
| 吉岡 努 (昭和30年9月10日生) | 平成3年6月 当社入社 平成13年7月 当社工場事務管理部長 平成15年6月 当社執行役員工場事務部長 平成17年4月 当社執行役員工場事務部長兼油脂部長 平成18年10月 当社執行役員工場事務部長(現職) | 2,000株 |

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役5名選任の件

監査役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社監査体制の一層の強化を図るため1名増員し、監査役5名の選任をお願いするものであります。

尚、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況) | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------|--|-------------|
| 1 | 川上 三知男 (昭和18年4月3日生) | 昭和54年4月 弁護士(現職) 平成13年6月 当社監査役(現職) | 一株 |
| 2 | 伊藤 良一 (昭和23年10月25日生) | 昭和50年10月 小澤物産株式会社入社 平成6年5月 同社総務部長 平成12年6月 同社取締役(現職) 平成18年6月 当社監査役(現職) | 一株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況) | 所有する当社の株式の数 |
|-------|--------------------------|---|-------------|
| 3 | 山中 務 (昭和24年9月5日生) | 昭和53年10月 当社入社 平成8年5月 当社東京支店長 平成9年5月 当社仙台支店長 平成11年6月 当社大阪支店長 平成14年6月 当社取締役大阪支店長 平成15年6月 当社取締役東京支店長 平成16年6月 当社執行役員東京支店長 平成17年6月 当社執行役員販売部販売統括室長 平成18年6月 当社執行役員監査室長 (現職) | 1,900株 |
| 4 | 小林 俊一郎 (昭和33年11月19日生) | 昭和56年4月 三菱商事株式会社入社 平成14年4月 同社食品本部食品戦略統括室長 平成15年6月 Princes Limited 会長 平成19年4月 三菱商事株式会社食品本部加工食品ユニットマネージャー兼飲料・缶詰マネージャー 平成20年4月 同社食品本部戦略企画室長兼食品事業ユニットマネージャー (現職) | 一株 |
| 5 | 高野 純平 (昭和37年12月9日生) | 昭和60年4月 三井物産株式会社入社 平成14年3月 米国三井物産食料本部穀物課ジェネラルマネージャー 平成16年12月 Ventura Foods, LLC 取締役副社長 平成18年11月 三井物産株式会社食料・リテール本部穀物油脂部大豆菜種室長 平成20年3月 同社食料・リテール本部穀物油脂部次長 (現職) | 一株 |

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係について

当社と、伊藤良一氏が取締役を務める小澤物産株式会社との間には、製品の保管荷役及び運送委託、製品の販売等の取引関係があります。

(その他の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。)

2. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 川上三知男、伊藤良一、小林俊一郎、高野純平の4氏は、社外監査役候補者であります。

- (2) 社外監査役候補者の選任理由について
川上三知男氏は、弁護士としての専門的知識と経験等を、伊藤良一、小林俊一郎及び高野純平の3氏は、豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識を、当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (3) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
川上三知男、伊藤良一の両氏の社外監査役としての在任期間は、本総会最終の時をもってそれぞれ7年、2年であります。
- (4) 責任限定契約の概要
川上三知男、伊藤良一、小林俊一郎、高野純平の4氏が選任され、第2号議案をご承認いただいた場合に、当社は4氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会最終の時をもって監査役を退任されます川島正彦氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

尚、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 | 名 | 略 | 歴 |
|---|---|---------|-------------|
| 川 | 島 | 正 | 彦 |
| | | 平成17年6月 | 当社常勤監査役（現職） |

以 上

メ モ

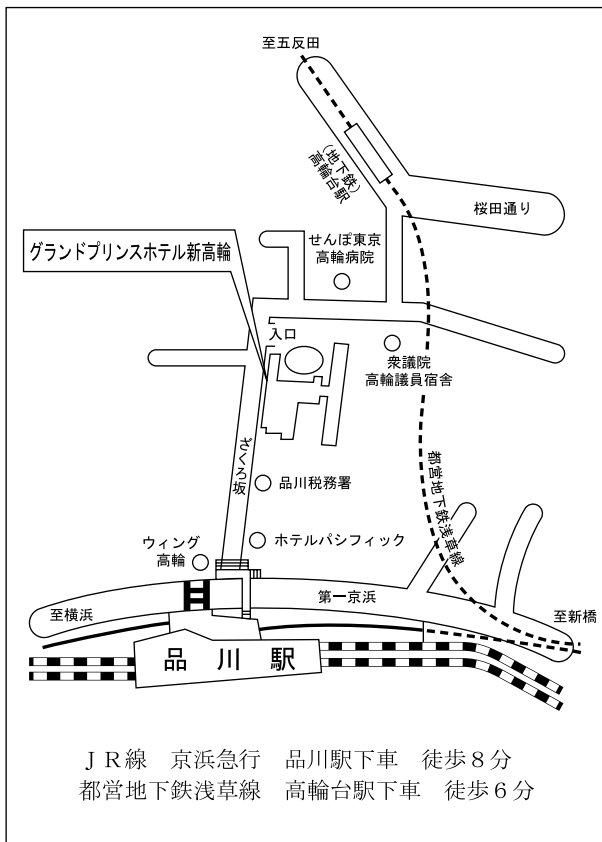
A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 15 rows.

株主総会会場ご案内図

〔東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪3階「天平」の間〕



この招集通知は、再生紙及び環境に優しい大豆油インキを使用しております。